

新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱い変更 時差通勤の拡大、昼休み柔軟化、マイカー通勤緩和を追加説明

4月15日、府当局は府職労に対し、時差通勤の拡大、昼休み柔軟化、マイカー通勤緩和など「新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱いの変更」について追加説明しました。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、時差通勤や在宅勤務の拡大が実施されています。府職労は緊急申入れも行い、感染拡大の防止とともに、健康医療部や保健所、危機管理室、府立病院、大阪健康安全基盤研究所など、現場最前線で働く職員の安全と労働条件の確保や支援体制強化を求めてきました。緊急事態宣言が出され、いまだ感染の終息が見通せない状況のもと、通勤時の混雑回避など、感染拡大防止をさらに図る観点からサービスの取扱いを変更すると追加説明がありました。

府職労は引き続き、感染拡大防止に全力を挙げるとともに、全庁的な応援体制も含め、現場最前線の職員の安全と労働条件の確保を強く求めました。

提案内容は別掲のとおりです。

ですが、いずれも現在の状況下のもとでの対応であり、当面の間の取り扱いであることを確認しました。また、マイカー通勤等の緩和については「通勤変更届」と認定が必要としていますが、断続的に利用する場合や一時的に利用する場合は、臨時許可（通勤変更届は不要、紙申請）をすることも可能としています。

在宅勤務の積極的活用を通知

4月14日、府当局は4月8日に提案・実施した「緊急事態宣言期間中における在宅勤務の拡大」について追加説明しました。

新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言や感染の終息が見通せない現状を踏まえ、通勤時など混雑回避など感染拡大防止をさらに図る観点から、府職員のサービスの取扱いについて、次のとおり変更します。

1. 時差勤務

- 時差勤務について、これまでの時間帯に加え、パターンを拡大します。

【新たな時差勤務】 ①8:00~16:30 ②8:30~17:00

(参考：職員の勤務パターン)

本 庁	①8:00~16:30	②8:30~17:00	③9:00~17:30	④9:30~18:00
	⑤10:00~18:30			
出先機関	①8:00~16:30	②8:30~17:00	③9:00~17:30	④9:15~17:45
	⑤9:30~18:00	⑥10:00~18:30		

- 感染拡大の終息が見通せない中で、4月末までとしていた期間について、当面の間まで延長します。

2. 昼休み（休憩時間）の柔軟化

大手前庁舎及び出先機関の昼休み（休憩時間）について、咲洲庁舎と同様に、時間帯を3パターン化して昼食の混雑緩和を図ります。

【昼食（休憩時間）】

12:15~13:00 ⇒ 左記に加え、①12:00~12:45 ②12:30~13:15

【期間】 当面の間

3. マイカー通勤等の緩和

職員の感染拡大防止の観点から、特例でマイカー通勤等を認めます。

- ※ 職員からの通勤変更届出と、認定権者の認定は必要

- ※ 利用の条件（大阪市と同様）

- ・ 職員自らが適正な駐車場を確保（駐車場代は職員負担）

- ・ 来庁者用の駐車場の利用は禁止

- ・ 保険加入も職員負担

【期間】 緊急事態宣言の終了まで

務の拡充」について「まん延防止に向けた接触機会の低減をめざして、在宅7~8割を

用途に、在宅勤務の積極的な活用」し、「所属長等の判断により、端末機等を利用しない場合（資料の持ち帰りなど）でも実施することを可能とす

る」としています。府職労は、引き続き、必要な業務の継続と健康医療部や保健所、危機管理室等への応援体制の強化と合わせ、府庁一丸となって感染防止に全力を挙げよう求めました。